

京都市告示第211号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年 7月11日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	大原水0647号	左京区大原戸寺町395番地の1地先 同上	点
2	大原水0681号	左京区大原戸寺町396番地地先 同町296番地地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	西京極水0024号	右京区西京極東側町21番地地先 同町41番地の1地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)